

茨城町難病患者見舞金支給制度

町では、難病にり患した方の福祉の増進を図るため、見舞金を支給しています。

▶対象者 下記の要件をすべて満たす方

- ・茨城町に住所を有する方
- ・茨城県から指定難病特定医療費受給者証または特定疾患登録者証の交付を受けている方
- ・生活保護を受けていない方

▶支給額 年額20,000円（年1回の支給）

※年度内に他市町村で同額の見舞金の支給を受けている場合は対象になりません。

▶申請に必要なもの

- ・指定難病特定医療費受給者証または特定疾患登録者証
 - ・対象者の振込先金融機関通帳（口座番号確認のため写しをいただきます）
 - ・本人確認が出来るもの
- ※代理人の方が申請する場合は、その方の身分証明書が必要となります。

▶申請期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金) ※土・日・祝日を除く
(令和2年度より、年度を通して申請が出来るようになりました)

▶申請窓口

社会福祉課（1階3番窓口）

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

職場の健康保険に加入した皆さまへ

国民健康保険の加入者が就職等により職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。手続きに必要なものをご持参のうえ、保険課（1階5番窓口）までお越しください。

▶手続きに必要なもの

①	職場の健康保険証及び国民健康保険被保険者証（職場の健康保険に加入した方全員分）
②	マイナンバーカードまたは通知カード（職場の健康保険に加入した方全員分）
③	来庁される方の身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証など）

※ 別世帯の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

▶注意事項

- ・職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険の保険証を使用して医療機関等を受診してしまうと、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。
- ・国民健康保険の脱退手続きを行わないと、国民健康保険税が課税されたままになります。
- ・郵送での手続きを希望される方は、必要な書類を郵送しますので、下記までご連絡ください。なお、返送代・コピー代については本人負担となります。

職場の健康保険に加入した場合は、必ず手続きをお願いします。

安心！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）

特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当のご案内

特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給されます。

手帳等による等級の目安

1級（重度）

- ▶手当額 **52,400円／月（令和4年度）**
- ▶対象 ・身体障害者手帳がおおむね1、2級（内部疾患は例外があります）
・療育手帳が㊤、A
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

2級（中度）

- ▶手当額 **34,900円／月（令和4年度）**
- ▶対象 ・身体障害者手帳がおおむね3級（内部疾患は例外があります）
・療育手帳がおおむねB
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

- ▶支給方法 年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。

※前年の所得が一定額以上の場合や、児童が障がいによる公的年金を受けている場合は支給されません。



特別障害者手当

身体または知的、精神の障がいが著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

- ▶手 当 額 **27,300円／月（令和4年度）**
- ▶支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※重度の介護認定（要介護4～5など）を受けており、常に特別の介護を必要とする方は、手当の対象となる場合があります。

※前年の所得が一定額以上の場合や、福祉施設等へ入所している場合、病院等に3か月を超えて入院している場合は支給されません。

障害児福祉手当

身体または知的、精神の障がいが重度であるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。

- ▶手 当 額 **14,850円／月（令和4年度）**
- ▶支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合や、福祉施設等へ入所している場合は支給されません。

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）